

議案第 66 号

丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱の一部改正について
 丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。
 令和 6 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会
 教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会訓令第 号

丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱の一部を改正する要綱
 丸亀市学区制調査プロジェクトチーム設置要綱(平成 17 年教育委員会訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 3 条関係)		別表(第 3 条関係)	
区分	構成員	区分	構成員
リーダー	教育委員会教育部長	リーダー	教育委員会教育部長
サブリーダー	教育委員会教育部総務課長 教育委員会教育部学校教育課長	サブリーダー	教育委員会教育部総務課長 教育委員会教育部学校教育課長
メンバー	<u>市長公室政策課長</u> <u>協働推進部地域づくり課長</u> 教育委員会教育部総務課職員 教育委員会教育部学校教育課職員 教育委員会教育部学校教育課主任指導主事	メンバー	<u>市長公室秘書政策課長</u> <u>市民生活部生活環境課長</u> 教育委員会教育部総務課職員 教育委員会教育部学校教育課職員 教育委員会教育部学校教育課主任指導主事

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。